

麦・大豆の増産を目指す産地を支援します！

麦・大豆生産技術向上事業（46億円）

要望調査のお知らせ

1. 支援対象

- (1) 対象ほ場 : 水田・畑地
- (2) 対象作物 : 小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆
- (3) 支援対象者 : 農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会 等
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上

2. 支援内容（事業実施計画のポイント上位者から採択）

○ 生産性向上の推進

団地化の推進等に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、ほ場地図のデジタル化等に要する費用を実費で支援します。

（支援の上限額は地域の作付面積に応じて異なります。）

50ha未満：100万円以内、50～150ha：200万円以内、150ha以上：300万円以内

※ 北海道の場合の基準面積は2倍になります。

○ 営農技術等の導入

生産性の向上に向けた技術や品種を導入する場合、その内容に応じて10,000円/10a以内※で定額支援します。

（取組内容により助成単価は異なります。詳細については裏面をご覧ください。）

※ 大豆極多収品種の種子に係る取組にあっては、20,000円/10a以内



○ 機械・施設の導入

生産拡大に必要な機械・施設の導入を支援します。

（補助率は1/2以内、5,000万円未満の機械・施設の導入が支援対象となります。）

※ ほ場で利用する機械の導入に限り、事業費の上限なく、導入する機械ごとに5,000万円未満の補助金を交付できます。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る補助金の上限は、当該機械ごとの受益面積1haにつき37.5万円とします。



3. 留意事項

申請に当たっては、国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携して**麦・大豆国産化プラン**を策定していただく必要があります。まずは、地域農業再生協議会や市町村にご相談ください。

4. 新たな営農技術等の導入に関する詳細

営農技術等の導入で導入可能な技術と助成単価

①～⑭の営農技術等から10,000円/10a以内（大豆極多収品種の種子に係る取組にあつては、20,000円/10a以内）で、複数のメニューを組み合わせる選択することが可能です。営農技術の選択にあたっては、普及組織等に相談するなど、地域の実情に即したものを選択してください。なお、助成対象とする取組の助成単価は、その取組に対応する助成単価以内かつ500円単位で調整することができます。

① **排水対策技術の導入**（2,000円/10a） ※最大2つまで選択できます。

湿害を軽減するための弾丸暗渠の施工、心土破碎、深耕。

② **高度排水対策技術の導入**（3,000円/10a）

湿害を軽減するための無材穿孔暗渠や有材補助暗渠の施工による高度な技術による透排水性改善。

③ **効率的播種技術の導入**（5,000円/10a）

栽培の省力化による生産性向上に向けた耕うん同時畦立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培の導入による播種作業の改善。

④ **先進技術の導入**（10,000円/10a）

高速畝立て播種技術又はカッターブレーカーによる幅広型心土破碎の導入により、生産性の向上に取り組む。

⑤ **土壌診断に基づく土づくり**（3,000円/10a）

単収や品質の向上のための土壌診断に基づく有機物資材や酸度矯正資材の施用。

⑥ **麦種に応じた最適な施肥の実施**（3,000円/10a又は6,000円/10a※）

麦の単収・品質の安定化に向けた生育中後期の追肥等。

※実需者の求める高品質な小麦生産に取り組む場合。

⑦-1 **需要に応じた品種導入**（7,500円/10a）

播種前に実需者等との間で売買契約を締結し、需要のある品種、収量性・加工適性に優れる品種への転換。

⑦-2 **大豆極多収品種の導入**（一般栽培10,000円/10a、種子生産20,000円/10a）

大豆極多収品種の導入・転換に取り組む。

⑧ **化学肥料の低減**（1,000円/10a）

化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。

⑨ **化学農薬の低減**（1,000円/10a）

化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より1割以上低減。

⑩ **スマート農業技術の活用による生産の高度化・省力化**（5,000円/10a）

ドローンによる農薬・肥料散布、収量センサー付きコンバインによる収穫、センシングに基づく可変施肥等による生産の高度化・省力化。

⑪ **麦・大豆の新規作付け**（7,500円/10a）

新たに麦・大豆の生産に取り組む。

⑫ **複数年契約の導入**（1,500円/10a）

播種前に実需者等との間で売買契約を締結し、安定供給体制の構築に取り組む。

⑬ **農地の均平化**（5,000円/10a）

レーザーレベラーやGPSレベラー等を用いて農地の均平化に取り組む。

⑭ **地域特認技術（定額）※都道府県で設定**

地域の環境や農業の実態等を踏まえ設定した営農技術の導入。

5. 機械・施設の導入に関する詳細

対象となる機械・施設例

麦・大豆の生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械・施設（50万円以上5,000万円未満※）の導入、リース導入及び改良を支援します。リース導入の場合、リース期間は2年以上で法定耐用年数以内の物のみ対象とします。

※ ほ場で利用する機械の導入に限り、事業費の上限なく、導入する機械ごとに5,000万円未満の補助金を交付できます。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る補助金の上限は、当該機械ごとの受益面積1haにつき37.5万円とします。

① 生産性の向上のために必要なアタッチメント等の導入

ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ 等※

※ 麦・大豆の生産以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械等は補助対象外となりますが、専ら麦・大豆の生産のために使用する自動操舵システム、乗用トラクターに接続して使用するストーンクラッシャー、ストーンピッカー及びコンバイントレーラーについては、補助対象とします。

② 生産の高度化・効率化に必要な機械・施設の導入

高速播種機、農業用ドローン、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）等

③ 上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入



6. 採択要件

- 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携して麦・大豆国産化プランが策定されていること。
〔産地にミスマッチとなっている産地品種銘柄がある場合、ミスマッチの解消に向けた内容となっていること。〕
- 生産拡大・生産性向上につながる成果目標※を定めていること。
※実施要領に規定する複数の目標の中から選択してください。
- 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。

採択までの流れ

産地と実需が連携し「麦・大豆国産化プラン」を策定します。

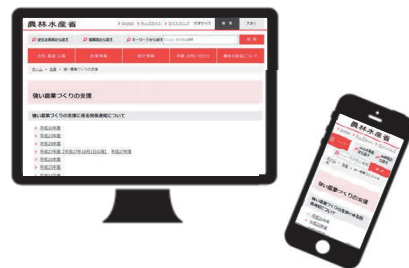


事業実施計画を都道府県※に提出します。



※都道府県が指定する場合は市町村等

事業実施計画の内容に対してポイント付けを行い、
予算の範囲内でポイント上位から順に採択を行います。



問合せ先

事業内容や申請に関するお問合せは、市町村・都道府県までご相談ください。
また、事業を活用する場合にご不明点等がありましたら、下記までご相談ください。

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：畑作グループ



011-330-8807



www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局

生産部生産振興課 担当：課長補佐（土地利用型農業推進）



022-221-6169

関東農政局

生産部生産振興課 担当：課長補佐（土地利用型農業推進）



048-740-0409

北陸農政局

生産部生産振興課 担当：農政調整官、農産係



076-232-4302

東海農政局

生産部生産振興課 担当：農産係、豆類振興係



052-223-4622

近畿農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官



075-414-9020

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当：農産係



086-224-9411

九州農政局

生産部生産振興課 担当：豆類振興係



096-300-6222



地方農政局Webサイト一覧

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoki



内閣府沖縄総合事務局

農林水産部生産振興課担当：課長補佐（農産）



098-866-1653



www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 農産局穀物課 麦生産班、豆類班



03-6744-2108

農林水産省

www.maff.go.jp

